

■千代田区都市計画マスタープラン改定案に対するご意見の概要と区の考え方

NO.	該当箇所	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
1	第1章	1.区内に住所を有する方	40,000人を下回るほどだった人口が、ここ15年ほどで65,000人を超えるに至った。その原因のひとつに、高層マンションが乱立する様になったことが考えられる。一見すると、人口が増え街が栄えて発展したかのように感じるが、こういった高層マンションは投資対象で長く住む人が少なかったり、将来の老朽化廃墟化が不安視されるなど、不安も多く抱えている。街の発展は歓迎すべきことだが、こういったディベロッパーによる開発は、一時の儲けがあっても子や孫の代まで安心して暮らせる長期的な街づくりを考えると必ずしも良いものとは思えない。	改定案では、第1章 4 計画改定の視点と進化の方向性(P21) でお示しているとおり、住宅床・戸数などの量的確保を重視した開発誘導の考え方を転換し、これまでに培ってきた千代田区の多様な魅力・価値を活かしながら、住み、働き、活動する時間をより豊かにしていく視点を重視しております。第3章 テーマ1 方針3 持続的・創造的なコミュニティを醸成する場づくり (P49) など、テーマ別・地域別まちづくりの方針に基づくまちづくりをすすめることで、長く住み続けられる、長く住みたいと思うまちとしていきたいと考えております。
2	第2章	1.区内に住所を有する方	従前から住んでいる地区に多くのマンション開発が行われ、人口流入が加速している。千代田区全体として住民の増加を目標にしているかは不明ながら、現在日本全体で人口減少が危惧されることを背景に地方在住などが促される中、都心に人口が集中する様な建設を促す様なまちづくりのガイドラインや許可は避けて欲しい。この為にも、住宅やオフィスビルの高層化は区内では避けて欲しい。従前よりオフィス街としての機能を持つ丸の内、大手町地区などは致し方ないが、番町、平河町などでは高層建築については規制を強化する方向で歴史ある街並みを残して欲しい。	現行の都市計画マスタープランでは定住人口の確保・回復を課題としていますが、改定案では量から質へと転換したまちづくりを進めることを、第2章基本方針1 (P29) でお示しております。また、土地利用や建築・開発においては、第2章 (28p) において示している都市・まち・エリアのトータルなデザインの考え方のもと、多様な選択肢から地域にとってふさわしい手法を選択して、多くのひとの共感が得られるまちづくりを進めていくこととしています。
3	第2章	1.区内に住所を有する方	現行の高さ制限を維持することを希望する。高層化には反対である。	都市計画マスタープランの記載については、建物の高さの制限を変更したり、制限を課したりするものではありません。建物の高さの考え方については、地域の中で検討・共有していき、必要に応じて地区計画の見直し等を行うものであると考えております。また、改定案では量から質へと転換したまちづくりを進めることを、第2章基本方針1 (P29) でお示しており、土地利用や建築・開発においては、第2章 (28p) において示している都市・まち・エリアのトータルなデザインの考え方のもと、多様な選択肢から地域にとってふさわしい手法を選択して、多くのひとの共感が得られるまちづくりを進めていくこととしています。
4	第2章	1.区内に住所を有する方	気象台からのレポートによれば、2000年以降、千代田区における猛暑日と熱帯夜が急激に増えており、このままの高層化を続けると人体にも地球にも有害であり、ヒートアイランド化とそれともなう集中豪雨を誘発する。また、区内の学校は教室が不足し図書館や特別教室を潰す事態となっている。 アフターコロナの東京は一極集中に加速した50年を子々孫々の暮らしを守るためにどうパラダイムシフトすべきかが問われている。ダウンゾーニングはじめとする成長管理、個別開発におけるCO2排出の数値の見える化、いかにして2050に排出ゼロを実現するか、緩和型マンション開発にはインフラへの負荷を加味して1世帯300万円などの負担金をかけ抑止し、規制型の開発には補助金や減税で支援するなど専門家の知恵も集めメリハリある誘導策が必要。再開発に450億円投じてきたと同程度の規模で、リノベーション型開発、民間建物の強靱化のためにも強力な補助と質的評価制度が必要。次世代の共感をうる環境的まちづくりのためには、リードなど開発性能評価の導入も必要。環境型次世代型交通としてのトラムウェイも都心の魅力回復に必須。首都高は、利用率の低いものから廃止し、空中庭園や屋上菜園としての活用も有意義であると、公聴会でのご意見も参考に思うところをお伝える。	第2章基本方針1 (P29) でお示しているとおり、量から質へと転換したまちづくりにより、環境・エネルギー対策等を含む成熟したまちづくりを進めることで、都心生活の質「QOL」の向上につなげていきたいと考えております。土地利用や建築・開発においては、東京都区域マスタープランなど広域的都市計画における千代田区の位置づけを踏まえながら、第2章 (28p) において示している都市・まち・エリアのトータルなデザインの考え方のもと、多様な選択肢から地域にとってふさわしい手法を選択して、多くのひとの共感が得られるまちづくりを進めていきたいと考えております。具体的ご提案については担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。
5	第2章	1.区内に住所を有する方	神田などで行われようとしている高層ビルの再開発を規制することを要望する。	具体的まちづくりについては、第2章 (28p) において示している都市・まち・エリアのトータルなデザインの考え方のもと、地域で抱える課題等を踏まえ、多様な選択肢から地域にとってふさわしい手法を選択して、多くのひとの共感が得られるまちづくりを進めていきたいと考えております。

NO.	該当箇所	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
6	第2章	1.区内に住所を有する方	賛成する。高層化が街の活性化につながるなどということは、大凡前時代的、時代錯誤な考え方としか思えない。	具体のまちづくりについては、第2章（28p）において示している都市・まち・エリアのトータルなデザインの考え方のもと、地域で抱える課題等を踏まえ、多様な選択肢から地域にとってふさわしい手法を選択して、多くのひとの共感が得られるまちづくりを進めていきたいと考えております。
7	第2章	1.区内に住所を有する方	超高層型や容積緩和はやめていただきたい。人口減少の日本でこれ以上の超高層ビルが必要な理由はない。	まちづくりは、高層化や開発自体を目的とするものではなく、社会・経済・環境等の変化に対応し、都市の課題解決を図り、人々の生活と活発な都市経済活動を持続可能なものとするために推進するものと考えております。 東京都区域マスタープランなど広域的な都市計画における千代田区の役割を踏まえながら、第2章（28p）において示している都市・まち・エリアのトータルなデザインの考え方のもと、個別建替えや大規模再開発も含め、多様な選択肢から地域にとってふさわしい手法を選択して、多くのひとの共感が得られるまちづくりを進めていきたいと考えております。
8	第2章	1.区内に住所を有する方	「量より質へ」と言いながら容積率や高さ制限を緩和していることに区は矛盾は感じないのか。区の出す資料はいつもアンフェアで言い訳ばかり。片や『緑』『生物多様性』だとカッコいいこと言っているが、容積率緩和のための言い訳に過ぎない。高層マンションなどが建てられるようになるならば、ビル風や学校の教室不足や交通渋滞を全て解決してからやるべき。「コミュニティ」が云々言っているが、高層マンションでコミュニティなんかどうやって作るのか。番町は文教地区で超高層ビルもタワーマンションも要らない。高層化がかえって町のレベルも価値も落とす事に気付くべき。	都市計画法制度において、都心生活の質の向上や地域の課題解決のために、地域貢献とのバランスを図りながら規制緩和を行う手法がございます。こうした手法を採用する場合において、考え方や意見の異なる様々な立場の人が、第2章（28p）において示している都市・まち・エリアのトータルなデザインの考え方のもと、地域で抱える課題等を共有し、多様な選択肢から地域にとってふさわしい手法を選択して、多くのひとの共感が得られるまちづくりを進めていきたいと考えております。また、「町のレベルの低下」等、都市づくりの成果についてですが、第5章3まちづくりの継続的な改善・進化（P207）に示しているように評価・検証を行い、必要な改善に努めてまいります。
9	第2章	1.区内に住所を有する方	先日のオープンハウスで職員の方から、「中央区には独自の町づくりに関する規約・条例があるが、千代田区の場合、東京都の条例にも従わなければならない。都は千代田区を日本の首都東京のさらに中心の地として開発していこうと考えている。」というようなお話を伺った。しかし、中心の地だからこそ、その地にふさわしい品格や品性を保つことが大切ではないかと強く思う。皇居の庭園の向こうに飛び出たビルは多くの人に感動を与えるものなのか。自然と共存し、自然を愛でる日本人の精神性、日本人の独自性はどこに行ってしまったのか。千代田区独自の条例を作るなどして、千代田区の景観を守っていただきたい。	序章2 位置づけ（P3）に記載のとおり、千代田区都市計画マスタープランは都が定める東京都都市計画 都市計画区域マスタープランに即して定めます。千代田区都市計画マスタープランは、区のまちづくり分野の最上位の方針であり、まちづくり関係の分野別計画は、この方針に沿って定めます。中央区は都市計画マスタープランを定めておりませんが、東京都都市計画 都市計画区域マスタープランに即してまちづくりを進めております。 そのうえで、第2章 基本方針1に記載しているとおり、地域で大切にされてきた場所や歴史を感じる界隈性、コミュニティ、暮らし・生業のつながり、下町らしい味わい、賑わいなどを大切にする、まちの文脈に沿ったまちづくりを進めることとしています。 また、千代田区では景観まちづくり条例を定め、皇居周辺の「美観地域」など良好な景観形成に取り組んでいます。
10	第2章	1.区内に住所を有する方	「“つながる都心”を実現するまちづくり（土地利用）の基本方針」に関して、行政が打ち出す方針に即し、保守・機能更新をする場合には、当該主体へのインセンティブ、ベネフィットについても検討することが必要になると考える（セットバックによる歩行環境の向上、緑地化や空間・広場の提供、地下鉄の入り口の設置等の貢献に対する容積の緩和等）。千代田区の高所得者層や企業に対して、それらの主体の資産・利益を守ることは、地域への持続的に貢献し続けてもらうことも、地域にとっては非常に肝要と考える。	第2章（28p）において示している都市・まち・エリアのトータルなデザインの考え方のもと、地域で抱える課題等を共有しながら、ご指摘のような貢献とのバランスがとれた緩和による誘導手法など、多様な選択肢から地域にとってふさわしい手法を選択して、多くのひとの共感が得られるまちづくりを進めていきたいと考えております。
11	第2章 第4章 神田公園	2.区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体	この度改定される都市計画マスタープランにおいて、神田錦町三丁目南部東地区を含む神田錦町一帯の地域が戦略的先導地域に位置付けられた。こうした位置付けを踏まえ、本地区が新たな賑わいと交流を育む拠点となり、神田地域の生活を豊かにする魅力・価値を創造し、周辺地域のまちづくりを牽引していきたいと考えている。	第2章 戦略的先導地域（P40）に対する賛同のご意見として受け止めさせていただきます。

NO.	該当箇所	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
12	第2章 第5章	1.区内に住所を有する方	千代田区が東京都のショーケースとして発展していくことを住民として切望するが、開発に当たっては住民が共感できるものとしていただくようお願いしたい。番町、麴町に住民の反対を押し切って超高層ビルを建てるような乱暴な開発はこのエリアに馴染まない。また、開発計画を住民と協議していただくに当たっては開発該当地域の地権者など直接の利害関係者を含めてこの方々の意見に引きずられることは公平性を欠くことが明らかなため、ご配慮をお願いしたい。	ご指摘のとおり、多くのひとの共感が得られるまちづくりを進めていくことが重要であると考えております。そのため、第2章（28p）において示している都市・まち・エリアのトータルなデザインの考え方のもと、地域で抱える課題等を踏まえ、多様な選択肢から地域にとってふさわしい手法を選択してまいります。 また、協議等の地域合意に向けては、第5章「1（3）地域まちづくりのプラットフォームの構築」及び同章「4 まちづくりの具体化と更なる進化に向けて（2）『都市・まち・エリアのトータルなデザイン』に『地域まちづくり』検討の仕組みづくり」に記載しているとおり、地域としての共通認識を築くための場のあり方、体制について検討してまいります。
13	第3章	1.区内に住所を有する方	第3章 P-43 の表について、この表の意図が不明。まるで情報公開時の「のり弁」様に隠されているように感じられる。もしかしたら隠したい事があるのではと邪推してしまう。また、無理に英文を使う必要性はない。訳によって解釈が変わるので、わかりやすい日本語の表記にすべき。	第3章 P43の表については、各テーマとまちづくりの理念・将来像、まちづくり（土地利用）の基本方針との関係性を濃淡でお示ししております。ご指摘を踏まえ、分かりやすいものとなるよう修正します。 外来語等の使用については、都市づくり分野において一定程度定着しているものについて使用しています。また、分かりやすい日本語を使用することで画一的な意味合いをもたせてしまうといった都市計画審議会での議論を踏まえて使用しているものですので、ご理解いただければと思います。また、今回の改定においては巻末の用語解説を充実させました。
14	第3章	1.区内に住所を有する方	概要版のP7 のテーマの部分がぼかしが入っているのが気になる。	ご指摘いただいた点については、各テーマとまちづくりの理念・将来像、まちづくり（土地利用）の基本方針との関係性を濃淡でお示ししております。ご指摘を踏まえ、分かりやすいものとなるよう修正します。
15	第3章	1.区内に住所を有する方	「まちづくりの将来像」として「つながる都心」と題されている一方で、「第3章 テーマ別まちづくりの方針」では、各テーマの「主体別の取組み」で「区民」「企業」「行政」と三分割されて記載されている。「つながる」を連想する表現は、「テーマ2 緑と水辺がつながる良質な空間をつくり、活かすまちづくり」の「方針3」の「官民連携」のみで、それ以外は、主体がそれぞれ区分されており「まちづくりの将来像」と相反する構造になっていると感じた。従って、各テーマの連携と相互補完のみならず、「主体別の取組み」に加えて、「主体横断の取組み」について検討いただき、主体を横断したコミュニケーションの場・仕組みづくりを実現していただきたい。 千代田区は皇居を中心として、多様な地域が混在している。さらに各地域の中でも多様性に富んでいると実感している。そのため、意見の対立等が生じることも容易に想定されるが、ある特定の意見が尊重されるのではなく、様々な意見が交わされ、共に千代田区の将来を考えることのできるような交流、意思疎通が行われる風通しの良い環境づくり、より良いまちづくりを実現いただきたい。	第3章、各テーマの「主体別の取組み」については、各テーマにおいて各主体ができることを分かりやすく例示する意図から、それぞれ記載させていただいております。ご指摘のとおり、主体横断の取組みは非常に重要であると認識しており、主体横断で取り組む旨を記載させていただきます。また、千代田区には考えや意見の異なる様々な立場の人がいると認識しております。第5章 1（3）地域まちづくりのプラットフォームの構築（P206）及び同章 4 まちづくりの具体化と更なる進化に向けて（2）「都市・まち・エリアのトータルなデザイン」に「地域まちづくり」検討の仕組みづくり（P210）に記載しているとおり、地域としての共通認識を築くための場のあり方、体制について検討をしていきます。
16	第3章 テーマ1	3.区内の事務所または事業所に勤務する方	還暦以上の人口が全人口の半分位ある今、高齢者の暮らしやすい居住の提供は、今後重要な課題の一つであると考えます。各種の医療機関を筆頭に、映画、観劇、博物館、美術館、各種イベントなどの文化施設、旅行などの各種交通などへのアクセス、また平常時の平穏な生活における、豊かな自然環境を整えば、安心した生活が送れる。	第3章 テーマ1 方針1多様なライフスタイル・ライフステージに応じて住み続けられる機能の充実（P48）及びテーマ4 方針2 お出かけや外出が楽しくなるみちづくり（P77）に対する賛同のご意見として受け止めさせていただきます。
17	第3章 テーマ2	1.区内に住所を有する方	住民が増えてくると、公共の空地（子どもが遊べるような空き地）が少ないことが目立ってきた。自治体でも、公共用地を増やす努力をお願いしたい。他区では、公共用地を少しずつ増やして、児童公園などにしているところがある。	ご指摘いただいたような空地の確保が重要であると認識しております。そのため、第3章テーマ2において、まちの魅力・価値を更に一層高めるため、住み、働き、訪れ、活動する多様な人がそれぞれのスタイルで心地よく過ごし、時間の豊かさを感じられる質の高い空間を増やしていくことを課題としてお示しし、それに基づき方針を定めております。
18	第3章 テーマ2	1.区内に住所を有する方	街路樹などいまある緑を減らさないでいただきたい。ヒートアイランド現象の緩和に、街路樹がいかに効果的かたくさんの論文がでている。	第3章 テーマ2 緑と水辺がつながる良質な空間をつくり、活かすまちづくり(P53～62) に対するご賛同の意見として受け止めさせていただきます。

NO.	該当箇所	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
19	第3章 テーマ3	1.区内に住所を有する方	千代田区には、区歌で歌われるように、皇居を中心に江戸の風情を残す景観や街並みがまだまだ多くある。一方、今の日本橋のように、開発により失われてしまった景観や街並みもある。行政の立場では、ぜひ、マンションの乱立や無秩序な人口増加ではなく、江戸から続く昔からの千代田区の景観を守る・残す・取り戻すことにも重点を置いた都市計画について、検討して頂きたい。	第3章 テーマ3 方針1 都心の風格の継承・創造（P66）でお示しているとおり、江戸以来の首都東京の顔として風格を持ち、親しまれる都心の質の高い景観を保全し、都心千代田ならではの魅力ある街並み、風景を創出していきたくと考えております。
20	第3章 テーマ4	3.区内の事務所または事業所に勤務する方	自動車交通の抑制に関して、移動手段として「自転車」を住人、勤務者、学生などが良く使うと思う。現在、自転車道は整備されてきているものの、駐輪スペースは、一般の自転車向けのものには増えていない。自転車を撤去することより、必要な駐輪場を整備すべきである。また、新たに整備する駐輪場は、ちよくるといふドコモの有料自転車駐輪場ばかりで、住人、勤務者、学生が便利に使うものとは言えない。誰の利益のためにドコモの駐輪場が次から次に設置されたのか、教えてほしい。	ご意見のとおり、自動車交通を抑制するために自転車を利用しやすい環境を整備することは重要だと考えております。その観点から第3章 テーマ4において、自転車利用や交通モードの変化を踏まえた道路空間・駐車施設と交通のマネジメントをこれからのまちづくりの課題としてお示しし、これに基づき方針を定めております。ちよくる（コミュニティサイクル事業）につきましては、身近な交通手段である自転車の活用による環境負荷の低減、健康の増進、放置自転車の削減、交通における自動車への依存の程度低減、観光振興など、幅広い効果が期待されるものとして、区民の皆様及び区に訪れる皆様にご利用いただくものとして整備しております。具体的ご提案については担当する部署などと情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。
21	第3章 テーマ4	2.区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体	可能であれば、コンフォートホテルあたり周辺の「金田金物通り」にももう少し路上駐車可能な白枠を増やしていただきたい。前は白枠駐車エリアが設けられていたと思うが、どんどん減っている。	第3章テーマ4 道路・交通体系と快適な移動環境がつながるまちづくり 方針4（P78）にお示しているとおり、地域における駐車場利用の実態や需要に応じて、整備の適正化を図ってまいりたいと考えております。具体的ご提案については担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。
22	第3章 テーマ4	1.区内に住所を有する方	千代田区の自動車交通政策について 自転車走行帯ナビマークラインの設置について、今後も増やしていただきたい。加えて、道路に啓発のための掲示が足りないため、適切な掲示を通して、自転車は本当は車道を走るのが原則であることを広く知ってもらった方がよいと思う。また、ナビマークラインの外側に一本ラインを入れればさらに良くなると思う（実例は靖国通りの麴町郵便局前から市ヶ谷駅にかけてのところ）。	第3章 テーマ4 方針4に記載のとおり、自転車走行環境の向上を図っていきます。具体的ご提案については担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。
23	第3書 テーマ6	1.区内に住所を有する方	千代田区ではCO2削減を目指しているが、常盤橋プロジェクトの様に390mの開発でCO2排出量は増加しないのか。延床面積の増加に比例してCO2総量は増加するのではないのか。CO2実質ゼロを目指すためにもこれ以上延べ床面積が増加する開発は中止するべきと考える。開発が進み過ぎてインフラが追い付いていけず、麴町小学校では教室が足りなくなり麴町出張所の集会室をつぶして教室にすると聞いた。インフラ整備が整ってCO2排出量が削減出来ているのを確かめてから開発許可を出してはいかがだろうか。	第3章 テーマ6 方針2でお示しているとおり、経済環境と環境配慮が両立した脱炭素社会を実現するまちづくりを推進してまいります。開発等まちづくりの手法の選択にあたっては、第5章3まちづくりの継続的な改善・進化（P207）でお示しているように、都市のストックと活動等の情報や分析し、社会基盤の整備や空間活用・維持管理、社会サービスの効率化・最適化に取り組むなかで、第2章（28p）において示している都市・まち・エリアのトータルなデザインの考え方のもと、地域で抱える課題等を踏まえ、多様な選択肢から地域にとってふさわしい手法を選択して、多くのひとの共感が得られるまちづくりを進めていきたいと考えております。
24	第3章 テーマ6	1.区内に住所を有する方、2.区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体	国連SDGs目標に定められる住み続けられる街づくり、気候変動に配慮した防災性の高い街づくりをこのマスタープラン改定の機会に千代田区として本気で取り組んで頂く事を切に期待している。具体的には区内にあるマンションの多くは建て替えが進んで居らず、耐震性に不安が残る。建て替えを前提としない耐震補強に関しても、規制や補助により安全性の確保を進めていく必要がある。近年の都市型豪雨では想定以上の雨量が続き被害が甚大になっている。ハザードマップ等の定期的な見直しや、防災への認知徹底を今後も続けていってほしい。	第3章 テーマ6 方針3 まちの減災対策の推進（P98）に対する賛同のご意見として受け止めさせていただきます。まちの特性や複数のリスクを考慮しながら、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

NO.	該当箇所	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
25	第3章 テーマ6	1.区内に住所を有する方、2.区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体	首都直下地震の確率が高まっているという意見を耳にする中、今回都市計画マスタープランを改訂することなら、もっと強力で地域の耐震化を進めるための規制緩和について、具体的に言及すべきではないか。いずれの記載も曖昧に見える。	ご指摘のとおり、首都直下地震などの大規模災害に備えたまちづくりは重要であると認識しております。その観点から、第3章テーマ別まちづくりの方針 テーマ6 災害にしなやかに対応し、回復力の高い強靱なまちづくり（P93～102）において、様々な方針を定めております。一方、都市計画マスタープランは具体的に規制を課したり緩和を定めたりするものではないため、方針等の実現にあたっては、第2章（28p）において示している都市・まち・エリアのトータルなデザインの考え方のもと、地域で抱える課題等を踏まえ、多様な選択肢から地域にとってふさわしい手法を選択して、多くのひとの共感が得られるまちづくりを進めていきたいと考えております。
26	第3章 テーマ6	1.区内に住所を有する方	東日本大震災から10年が経過した。あの頃から「建物の耐震化」が叫ばれて長い時間が経過している。小川町交差点の近くで生活をしているが、周囲を見れば、建物の更新はこれからという状況が多くみられる。危険を回避するためには、行政として強く耐震化を進める必要があると思う。 また、バリアフリーが叫ばれてからもう相当の期間が経過する。小川町駅もエレベーターがあるが、道路の南側だけである。地下に居ると、地上のどこに出るか分からない。誰もがストレスない社会にするために、もっとバリアフリーが浸透していく必要がある。 この耐震化やバリアフリーについて、今回の改定案でもピックアップしてあるが、新鮮味がないのか、「あたりまえです」というニュアンスを感じてしまった。当たり前の事としてマスタープランで扱っているようでは、またいつまで経っても実現しないように思う。行政として、安全なまちの追求、バリアフリーなまちの追求についてはより強力で言及すべきではないか。こういった課題について、まちづくりを通じて実現するという行政としての姿勢を明確に示し、まちづくりが進められるマスタープランにしていてもらいたい。	第3章 テーマ6 方針3 まちの減災対策の推進（P98）及びテーマ5 方針2 気軽に外出し、いきいきと活動できるまちのデザイン（P88）に対する賛同のご意見として受け止めさせていただきます。防災やバリアフリーについてまちづくりを通じて実現するという考えから、まちづくりのテーマとして取り扱っておりますが、しっかり実現できるよう、改定後、お示した内容の実現にむけ、まちづくりを進めてまいります。
27	第3章 テーマ6	3.区内の事務所または事業所に勤務する方	これまでの地震・火災などの災害に加え、台風やゲリラ豪雨など災害の種類も多様化している中、これまでの来訪者の帰宅困難者にフォーカスした防災対策だけでなく、これからは住民に対する受け入れ拠点の必要性がより一層高まっていると感じる。避難場所の増加、施設および機能の充実に向け、企業への協力要請などを含めた積極的な取り組みについて施策を今後検討いただきたい。	第3章 テーマ6 方針4 都心基盤・都心中枢機能の自立性・機能性の確保（P98）に対する賛同のご意見として受け止めさせていただきます。具体的ご提案については担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。
28	第3章 テーマ7	1.区内に住所を有する方	千代田区は、財源もあり、また官庁の集まる街である。温暖化ガスの排出に関して、他の自治体よりも、日本の目標よりもさらに高い目標を掲げていただきたい。一升瓶のリサイクルについて、ホームページでは見つけられなかった。行っていただくか、もし行っているなら、もっとアピールしていただきたい。また、環境に関する取り組みとして、区として近隣の地域電力と提携することや、各個人にむけて省エネチェックの実施、Eシカルコンシェルジュなどの講座の補助金など、ご検討いただきたい。	第3章テーマ7 高水準の環境・エネルギー対策を進めるまちづくりにおいて、「世界水準の都心にふさわしい環境創造のための先導的な取り組みの展開」「地域の特性に応じた既存のエネルギー基盤、未利用・再生可能エネルギーなどの活用」を課題としてお示ししているとおり、まちづくりの面から積極的に環境・エネルギー対策に取り組んでいきたいと考えております。具体的ご提案については担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。 ※びんについては、資源の拠点回収場所を区のHPでご案内しておりますが、ご指摘を担当する部署と共有させていただき、周知に取り組んでまいりたいと存じます。
29	第3章 テーマ7	1.区内に住所を有する方	第3章 テーマ別まちづくりの方針のテーマ7に関連して、方針は時宜を得たもので評価できると思う。これは、通常では、建て替え前のビルに比べて、環境への負荷を高め、二酸化炭素排出量を増やすことになるような、容積率緩和による巨大な建物や超高層の建設は認めないことを、具体的には意味するものと思われる。容積率緩和による超高層建築物建設の許可申請には、このテーマの観点からどのように対応するという考え方を取られるのか知りたい。	第3章テーマ7の方針（P106・P107）については、建築物の環境負荷低減・省エネ化、エネルギーの面的利用、未利用エネルギーの活用など、都市全体の脱炭素の実現に向けた総合的な取り組みにより、脱炭素社会に向けたまちづくりを進めることを示しており、これらを積極的に誘導する容積率などの緩和の制度・手法を否定するものではないと考えております。まちの課題解決のための制度活用と、環境への影響のバランスを取りながら対応していくものと考えております。

NO.	該当箇所	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
30	第4章 麴町・番町	1.区内に住所を有する方	番町中央通りを地区内主要道路と位置付けることに反対である。番町中央通りは、地区内主要道路にはそぐわない静寂な道路であり、拡幅できる余裕もない。また、女子学院等の学校に面しており、教育環境面を破壊することからも反対の声を上げたい。	「地区内主要道路」は、地区の骨格を形成し、地区レベルの交通を集約的に処理する機能を有しています。番町中央通りは、都市計画道路として整備が予定されており、地域の東西を結び、他地域につながる重要な道路であると認識しております。一方で、都市計画決定後における長期未整備の状況や道路交通量等の実態の変化に伴い、第4章 麴町・番町地域「軸別方針Cエリア回遊軸」における番町中央通りの記載については、実態に沿ったものへ改定しており、今後あり方を検討する必要があるものと位置づけております。
31	第4章 麴町・番町	1.区内に住所を有する方	第4章 地域別まちづくりの方針の「麴町・番町地域」の将来像でも、「文教地区」として、児童・生徒・学生が通ってくる環境について、落ち着いた住環境と同時に、将来像のなかに、しっかりと謳ってはいかがだろうか。「学びの場による豊かな環境」を明示した「飯田橋・富士見地域」以上に、「麴町・番町地域」には、現に多数の学校が長い歴史とともに存在しており、これらの学びの場は、今後もこの地区で発展して欲しいと考えている。	ご指摘のとおり、麴町・番町地域は多くの区域が文教地区として指定され、多くの学校が集まる地域として認識しております。同時に、麴町・番町地域は区内で最も多くの人々が住んでいるという特徴、商業施設の建物用途別延床面積比率が区内で最も高いという特徴も有しております。そのような中で全体として、将来像についてそれぞれの地域の方が特徴を捉えやすいようにしているところでございます。
32	第4章 麴町・番町	3.区内の事務所または事業所に勤務する方	私が勤務する番町では現在もビル・マンションの建築、建て替えが盛んに行われており、住民が増え、子育て世代も増えている。番町地区では安心して子育てのできる環境を整備していくべきであり、歩道を広げることを検討していただきたい。また、番町地区は番町の静かな住宅地・文教地区、安心安全な子育てのできる街づくりを促進すべきであり、魅力を著しく損なう建物の高さ制限の緩和には反対である。	ご指摘のとおり、麴町・番町地域においては子ども・ファミリー層が増加しております。そのため、第4章 麴町・番町地域「継承と進化の方向性」(P123)において、多世代が住み続けられる環境の充実や歩行環境の充実をお示しております。高さ等については、麴町・番町地域は中層・中高層の街並みを基本としていくことを共通認識とする中、地域課題を解決するため地区計画を変更するかどうかについては、様々なご意見があると認識しており、今後、地域の中での検討を深め、共通の認識をつくっていくものと考えております。
33	第4章 麴町・番町	1.区内に住所を有する方	P123「高経年の分譲マンションが増加し…」に関して、「周辺の街並みとの調和」は重要だと思う。また、P125「①」に関して「中層・中高層の複合市街地」に関して、特に60m以上の高層ビルを簡単には容認しないことが重要だと思う。	第4章 麴町・番町地域（2）継承と進化の方向性（P123）に対するご賛同の、ご意見として受け止めさせていただきます。建物の高さの考え方については、地域の中で検討・共有していき、必要に応じて地区計画の見直し等を行うものであると考えております。具体的ご提案については担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。
34	第4章 麴町・番町	1.区内に住所を有する方 2.区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体 3.区内の事務所または事業所に勤務する方	日本テレビ本社ビル跡地についてテレビ関係のビルを立てると良い。	日本テレビ本社ビル跡地については民間の土地となるため、何を建築するかについては、地域のルールの中でその地権者等が決定することとなります。
35	第4章 麴町・番町	1.区内に住所を有する方	番町地域の魅力は、都心にありながら静かな景観が守られていて、土日は特に静かで住みやすい環境があることである。今回の改正の概要を拝読すると、今後の番町区域の将来が悲観的になる。原点に立ち戻って再考していただきたい。	麴町・番町地域の「（2）継承と進化の方向性」(P123)において「落ち着いた住宅地の継承と多世代が住み続けられる環境の充実」とお示しているのとおり、地域の魅力を継承しながら、まちの変化やまちが抱える課題等に対応しながら、まちづくりを進めていきます。
36	第4章 麴町・番町	1.区内に住所を有する方	日テレの建て替え、高さ制限について、「高層ビルを建てられるように高さ制限を変更する」のは反対である。「高さ制限は現状のまま」にしていきたい。 また、番町に超高層ビルは建てほしくない。千代田区は「千代田区の価値」を大切にしていきたいと思う。	麴町・番町地域については、改定案においても中層・中高層の街並みを基本としていくことは共通認識であると考えております。高さ等具体的な規制内容については、こうした将来像に基づき、地域の合意形成を踏まえ、都市計画により具現化していくものと認識をしています。現行の地区計画に基づく街並みの中で、地域課題を解決するため、その枠を超えたものを特殊解として許容するかについては、様々なご意見があると認識しており、今後、地域の中での検討を深め、共通の認識をつくっていくものと考えております。

NO.	該当箇所	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
37	第4章 麴町・番町	1.区内に住所を有する方	番町では従来よりマスタープランのもと地区計画が作成され、それをもとに良好な「住環境の維持」を根幹に街づくりがなされ、その価値を求め評価して人が集まり住んでいる。今回の改訂案でも「江戸からの町割りに息づく歴史・文化・趣きや、内濠・外濠に囲まれた豊かな環境、教育施設・大使館などが集積した文教地区としてのまちの落ち着きを感じられる街並みを維持していきます。」と明記されている。 今、日テレ通りに高さ150mも可能になる超高層ビル建設が計画されているといわれているが、万一それが実現すると、番町地区から景観の最重要ポイントの一つである「空」が消える。さらに交通の点で、狭い道路は大渋滞が予想されるとともに、地下鉄駅は許容量をはるかに超え、住環境に大きな悪化をもたらす。それを防ぐには、高さ制限を現状の60メートルに抑え、超高層ビルは建設できないよう規制する必要がある。	麴町・番町地域については、改定案においても中層・中高層の街並みを基本としていくことは共通認識であると考えております。高さ等具体的な規制内容については、こうした将来像に基づき、地域の合意形成を踏まえ、都市計画により具現化していくものと認識をしています。現行の地区計画に基づく街並みの中で、地域課題を解決するため、その枠を超えたものを特殊解として許容するかについては、様々なご意見があると認識しており、今後、地域の中での検討を深め、共通の認識をつくっていくものと考えております。
38	第4章 麴町・番町	1.区内に住所を有する方	日本テレビビル再建について区の規制を変えてまでの高層化に強く反対する。高層化することで、このあたりの他地区にない落ち着いた重厚な雰囲気や壊れることを危惧している。この地区ならではの低層であっても、働きやすい、地元の人にも愛されるビルを作り、千代田区ならではの落ち着いた人間らしい自然と共に暮らす街を作っていただきたい。	麴町・番町地域については、改定案においても中層・中高層の街並みを基本としていくことは共通認識であると考えております。高さ等具体的な規制内容については、こうした将来像に基づき、地域の合意形成を踏まえ、都市計画により具現化していくものと認識をしています。現行の地区計画に基づく街並みの中で、地域課題を解決するため、その枠を超えたものを特殊解として許容するかについては、様々なご意見があると認識しており、今後、地域の中での検討を深め、共通の認識をつくっていくものと考えております。
39	第4章 麴町・番町	1.区内に住所を有する方	過剰な商業施設は不要である。子どもたちが遊んだり、大人が外でゆっくり座って緑を楽しめたりするような空間を作っていただく方がありがたい。現在の日テレ跡地にある椅子には大人も座って本を読んだりできているが、高層ビルがない空間だからこそできていることだと思っている。	麴町・番町地域の「(2) 継承と進化の方向性」(P123) においてお示しているとおり、住み、働く人のライフ・ワークスタイルを豊かにしながら、安心して住み続けられる環境とそれと調和する業務空間を充実させていきたいと考えております。具体的ご提案については担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。
40	第4章 麴町・番町	1.区内に住所を有する方	番町は江戸時代から続く皇居に接した環境に良い住宅地ある。再開発が都内で多数行われているが、すべてが高層ビルで住環境に良いと言えない。都内でも稀で貴重な高層ビルが建っていない、超都心でありながら緑豊かな住宅地を作ることこそが、番町の特長ではないか。今までの歴史を継承し、未来に向けて番町の特長である超都心で緑豊かな住環境をぜひ継続していただきたい。	麴町・番町地域の「(2) 継承と進化の方向性」(P123) において「落ち着きある住宅地の継承と多世代が住み続けられる環境の充実」とお示しているとおり、地域の魅力を継承しながら、まちの変化やまちが抱える課題等に対応しながら、まちづくりを進めてまいります。また、建築・開発においては、第2章(28p) において示している都市・まち・エリアのトータルなデザインの考え方のもと、多様な選択肢から地域にとってふさわしい手法を選択して、多くのひとの共感が得られるまちづくりを進めていきたいと考えております。
41	第4章 麴町・番町	1.区内に住所を有する方	第4章 地域別まちづくりの方針 A 地区別方針① (P125)、「中層・中高層の住居、施設」とは、具体的にどのような高さを想定しているのか。今まで地域にあった、「まちづくり憲章」あるいは「地区計画」との整合性は担保されるのか。現在の「地区計画」にある高さ制限が、今後も生かされることを願う。	麴町・番町地域については、改定案においても中層・中高層の街並みを基本としていくことは共通認識であると考えております。具体的な高さや現行の地区計画の内容を変更するかどうかについては、こうした将来像に基づき、地域の中で決めていくものであると認識をしています。
42	第4章 麴町・番町	1.区内に住所を有する方	第4章 地域別まちづくりの方針 B 軸別方針 Cエリア回遊軸 (P128)、市ヶ谷駅周辺、日本テレビ通り、番町中央通りは、地区別方針①の地域に入ってくると思うが、地区別方針との関連はどのようになるのか。地区別方針と整合性があるようにしていただきたい。	軸別方針は道路空間や低層部の機能誘導のあり方などランドレベルを主体としたまちづくりの方針を定めることとしており、高さに関する記載などはその軸を含む地区別方針に基づくものとなります。

NO.	該当箇所	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
43	第4章 麴町・番町	1.区内に住所を有する方	番町地区は、静かで落ち着いた住宅・文教地区である。この実体を維持して最大限利用するまちづくりを提案する。即ち、自動車交通量を必要最小限に抑え、人が歩いて楽しい地区とすべきである。また、番町地区にある学校に通学する学童、生徒を現在ある静謐な環境で勉学させることを強く希望する。	現行の都市計画マスタープランから引き続き、第4章 麴町・番町地域「地区別方針①」（125p）では、文教地区としての落ち着いたたたずまいを活かしていく方針を定めております。具体のまちづくりについては、第2章（28p）において示している都市・まち・エリアのトータルなデザインの考え方のもと、多様な選択肢から地域にとってふさわしい手法を選択して、多くのひとの共感が得られるまちづくりを進めていきたいと考えております。
44	第4章 麴町・番町	1.区内に住所を有する方	本案では、番町は中層・中高層の住宅系市街地として落ち着いた佇まいを生かすとあり、いかにも納得感を醸し出しているが、地区別方針と軸別方針の二本立てとすることにより、軸別地域に高さ制限の例外を認めかねない懸念があるため、このように定義が曖昧なエリア回遊軸の削除を求める。エリア回遊軸があったとしても、エリア回遊軸を含めて全体が地区別方針適用範囲内であるとの記述を求める。	麴町・番町地域については、改定案においても中層・中高層の街並みを基本としていくことは共通認識であると考えております。軸別方針は道路空間や低層部の機能誘導のあり方などランドレベルを主体としたまちづくりの方針を定めることとしており、地区別方針とは異なる役割を担っております。そのため、高さに関する記載などはその軸を含む地区別方針に基づくものとなります。また、都市計画マスタープランは規制を課すものではないため、基本となる街並みの中で、地域課題を解決するため、その枠を超えたものを特殊解として許容するかどうかなどについては、地域の中で検討を深め、共通の認識をつくっていくものと考えております。
45	第4章 麴町・番町	1.区内に住所を有する方	日テレのビル建設を前にして、まちづくり協議会が開催されたが、その構成メンバーを公募で決めること、ならびに日テレなどの利害関係者は除外することを提案する。また、日テレの従業員を始めとする通勤者の声を住民の声と同じ評価に落とし込むことは、住民不在の結果をもたらすので、おやめ頂きたい。同時に、日テレから具体的な建設計画が提示された上での、まちづくり協議会にすべきであるとする。建設計画の提示なく、都市マスの改訂について住民の意見を聞いたとしてまちづくり協議会を終了させて、そののちに日テレから再開発等促進区の申請がなされたとしたら、それは完全に住民無視の姿勢であり、それに区役所が同調したことになる。	まちづくりにおいては考えや意見の異なる様々な立場の人が、マスタープランが描く将来像や都市を取り巻く様々な情報やデータなどを共有し、多様な意見を交換し、共通の認識をつくっていく必要があると考えています。そのため、第5章「1（3）地域まちづくりのプラットフォームの構築」及び同章「4 まちづくりの具体化と更なる進化に向けて（2）『都市・まち・エリアのトータルデザイン』に『地域まちづくり』検討の仕組みづくり」に記載しているとおり、地域としての共通認識を築くための場のあり方、体制について検討をし、多様な人々の共感を得られるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。 まちづくり協議会については、日本テレビ通り沿道まちづくり協議会のことと存じますが、この協議会については日本テレビ沿道まちづくり方針について検討するものとなります。また、都市計画マスタープランは、個別具体の建築・開発等について記載しているものではないため、改定後、都市計画マスタープランで示す将来像・方針に基づき、日本テレビ沿道まちづくり方針について協議していただきたいと考えております。
46	第4章 麴町・番町	1.区内に住所を有する方	千代田区は、別の機会に、「超高層は60メートル超」との見解を明示されているとお話を聞き、安心した。一番町から六番町まで、地区別方針で、中層・中高層の住居系との表示は、概ね現在の地区計画の変更の企ては、方針に合致しないことを示すものと理解できた。万一、そう解釈してはいけないという場合は、都市マスタープランで、明示していただきたい。	建物の高さの考え方については、地域の中で検討・共有していくものであると考えているため、区として明確に定義はしておりません。都市計画マスタープランの記載については、建物の高さの制限を変更したり、制限を課したりするものではありません。 麴町・番町地域については、改定案においても中層・中高層の街並みを基本としていくことは共通認識であると考えております。そのうえで、地域課題を解決するため、特殊解を地区計画において許容するかについては、様々なご意見があると認識しており、今後、地域の中での検討を深め、共通の認識をつくっていくものと考えております。
47	第4章 麴町・番町	1.区内に住所を有する方	有楽町線麴町駅の番町口のバリアフリー化について、再開発に際しての容積率や高さの制限を緩和することに対するインセンティブの一つであるかのような扱いは、珍妙である。また、駅の構造から考えて、東京メトロが、番町口にエスカレータ・エレベータを設置することを決定しない限りは、日本テレビだけで完結できることではない。この件は、都市計画マスタープランや、個別の再開発案件の扱いの中で議論することが、不適切であり、区として、関連する全住民・駅利用者の要望として、取り上げて、都市計画マスタープランや再開発の条件緩和の議論に先立って、東京メトロ等の関係者への働き掛けを行って、解決すべきと考える。	ご指摘のとおり、個別具体の案件については都市計画マスタープランで取り扱うものではないと認識しております。具体のご提案については、担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。

NO.	該当箇所	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
48	第4章 麴町・番町	1.区内に住所を有する方	番町地区の改定案に賛成する。落ち着いた街並みと良好な住環境を維持するため、これまで例外なく高さ制限60メートルが遵守されてきたわけであり、このルールを特定の事業者を利するために恣意的に変更することがあってはならない。	第4章 麴町・番町地域の地域別まちづくりの方針（P117～128）に対する賛同のご意見として受け止めさせていただきます。また、麴町・番町地域について、中層・中高層の街並みを基本としていくことを共通認識とする中、地域課題を解決するため地区計画を変更するかどうかについては、様々なご意見があると認識しており、今後、地域の中での検討を深め、共通の認識をつくっていくものと考えております。
49	第4章 麴町・番町	1.区内に住所を有する方	日本テレビ案件については先日の第8回日本テレビ沿道まちづくり協議会（区のHP）に添付されている資料以外に情報を持ち合わせていないが、周りを圧倒する巨大さを想像する時、改定案の記載と整合性があるのか疑問である。「地区別方針よりも地域のコンセンサスに基づく地区計画が優先する」とする声もあるようだが、同改定案において地区計画にふれた記載を見ると、「地域のコンセンサス」が「地区別方針」から乖離したものになっていないことを前提としているのではないだろうか。改定案は区を始めとする関係者の努力の成果物として評価しているが、実行するかがポイントであり、その意味で日テレ案件が試金石と考えている。	麴町・番町地域については、改定案においても中層・中高層の街並みを基本としていくことは共通認識であると考えております。高さ等具体的な規制内容については、こうした将来像に基づき、地域の合意形成を踏まえ、都市計画により具現化していくものと認識をしています。現行の地区計画に基づく街並みの中で、地域課題を解決するため、その枠を超えたものを特殊解として許容するかについては、様々なご意見があると認識しており、今後、地域の中での検討を深め、共通の認識をつくっていくものと考えております。
50	第4章 麴町・番町	3.区内の事務所または事業所に勤務する方	スーパーなどが少なく、いつも不便に感じている。改定案の「第4章：地域別まちづくりの方針」では、日テレ通りは「エリア回遊軸」に指定されている。そこに記載されている内容のようになると非常によいと思う。ぜひそのような用途の誘導を実現できる具体策をご検討いただきたい。	第4章 麴町・番町地域の軸別方針（P128）に対する賛同のご意見として受け止めさせていただきます。具体のご意見については担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。
51	第4章 麴町・番町	3.区内の事務所または事業所に勤務する方	区内、特に番町エリアは、子供たちが自然に接したり、ボール遊びなどができる場所が殆どない。改定案に記載のとおり、身近な緑やオープンスペースの充実が必須である。単なるスペースの創出ではなく、使いやすい空間であることが重要である。さらに地域で共に子供たちを見守り育てるような環境を充実させる施策を今後検討いただきたい。	第4章 麴町・番町地域（2）継承と進化の方向性（P123）に対するご賛同の意見として受け止めさせていただきます。具体のご提案については担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。
52	第4章 麴町・番町	5.その他計画等に利害関係を有する方	番町エリアについては、子どもの広場が不足しており、道路で遊ぶ子ども達も危険な状態。早急に空地を誘導できるマスタープランを策定すべきと考える。	第4章 麴町・番町地域 2(2)継承と進化の方向性（P123）に対する賛同のご意見として受け止めさせていただきます
53	第4章 麴町・番町	3.区内の事務所または事業所に勤務する方	麴町の特徴は、住宅、オフィス、学校が多いところではないか。そこに集う人々が快適に過ごせる街にすることを目標にすべきである。大きな建物と広い道路は、ずいぶん前のアメリカのはやりかもしれないが、それはアメリカの街づくりの失敗といわれている。活気がなくなるのだろう。麴町も同じような状況になってきていると思う。	ご指摘のとおり、麴町・番町地域は区内で最も多くの人々が住んでいるという特徴、商業施設の建物用途別延床面積比率が区内で最も高いという特徴も有していることを踏まえ、住環境と業務空間が調和することをまちの将来像として掲げております。麴町においては、地区別方針③（P125）にお示ししているとおり、低層部に個性ある店舗の集積を誘導するとともに、後背地の中高層住宅と教育施設、表通りの商業・業務施設が調和した、活気と潤いある街並みを維持・創出してまいりたいと考えております。
54	第4章 飯田橋・富士見	3.区内の事務所または事業所に勤務する方	飯田橋は、アイガーデンを筆頭に、土曜・日曜など閑散とした状態になる。それは、飯田橋は仕事の街であり、飯田橋には文化がないためである。今後の街づくりには文化の創設を組み入れないと、持続的な賑わいを定着させるのは難しいと思われる。ぜひ、行政による文化施設の併設、育成をお願いしたい。	ご指摘のとおり、今後のまちづくりにおいて文化を醸成していくことは重要であると認識しております。そのため、将来像である「つながる都心」の中に「歴史・文化がつながる」ようにしていくことを位置づけ、第2章・第3章・第4章の各方針を展開しております。飯田橋・富士見地域における具体のご提案については担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。
55	第4章 飯田橋・富士見	3.区内の事務所または事業所に勤務する方	飯田橋はSociety5.0の提唱するスマートシティに十分対応できる規模だと思われる。地域内での、基本インフラや、地域内コミュニティ、災害対策用の地域発電システム、単独では負担過剰なシステムの共同敷設など、共同体としての運用を活用できるスマートシティを作り出してゆきたい。また、飯田橋地区を5G特区として、すべてのビルが5Gに対応すると、今後のテナント争奪戦に対して強力なアピールができる。5Gの特区の要請は各事業者の単独要請ではなすすべもないが、スマートシティとしてならスケール力で推進できるかと思う。	第4章 飯田橋・富士見地域（2）継承と進化の方向性（P135）において記載している、複数の開発等が連携・強調して地域エネルギーデザインの展開や都市基盤整備を進めることへの賛同のご意見として受け止めさせていただきます。具体のご提案については担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。

NO.	該当箇所	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
56	第4章 飯田橋・富士見	3.区内の事務所または事業所に勤務する方	近隣のビル群の中にある商業施設の連携した活動を希望する。近隣で同業の店舗があつては、店舗にとつても客にとつても面白くない。出店に際して、近隣ビルでの出店舗の調整やイベントの開催など、連携した運営を望む。アイガーデンでは、地域で連携した、防災訓練やお祭りが行われている。桜パークからアイガーデンに至る連続する事業者の連携を作り、エリアマネジメントの構築を希望する。	第5章 2（3）地域まちづくりのプラットフォームの構築に記載のとおり、地域で活動する主体が集まり、まちのポテンシャルを生かした魅力・価値の創造を進められるよう、サポート体制を確立していきます。具体的ご提案については担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。
57	第4章 神田公園	2.区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体	現在神田錦町三丁目南部東地区を含む範囲で定められている「神田錦町南部地区地区計画」に関して、都市計画決定から約20年が経過しており、まちづくりオープンハウスで頂いたご意見からも、地域の課題や目指すべきまちの方向性が変化してきている。そのため、都市計画マスタープランの改定に基づき、早期の都市計画変更の検討に着手していただきたい。また、神田警察通り沿道のまちづくりについて、沿道地域の皆様と貴区により「まちづくり方針」策定の検討が進められていると聞いている。まちづくり方針については、神田錦町三丁目南部東地区もその実現に向けて一役を担いたいと考えている。地区計画の検討と併せて早期の策定をお願いしたい。	ご指摘のとおり、時代の変化とともに地域が抱える課題やまちの将来像は変化してきていると認識しております。都市計画マスタープラン改定後のまちづくりについては、マスタープランが描く将来像や都市を取り巻く様々な情報やデータなどを地域の皆様と共有し、多様な意見を交換し、共通の認識をつつたうえで進めていく必要があると考えています。神田錦町南部地区地区計画及び神田警察通り沿道のまちづくりに関するご意見については、担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。
58	第4章 神田公園	5.その他計画等に利害関係を有する方	4章162ページについて、靖国通りは、神保町駅付近から小川町駅付近までの一帯を「戦略的先導地域」と位置付けられている。戦略的先導地域の解説を見れば、連携すべき一帯のエリアにおいて、界隈性や拠点性向上、魅力創造がうたわれているが、神田公園地域においてこの「戦略的先導地域」に該当するエリアである「小川町一・二・三丁目」のまちづくりの方針を見ると、「拠点性の向上」の記載が見られない。特徴ある地域の連携、界隈性を生かしたまちづくり、魅力の創造を実現するには、地区によっては拠点性を高める取組みも必要ではないかと考える。全街区を拠点化する訳ではないが、界隈性を大切にしながら、地域で不足する拠点性向上の方向性を示すためには、「小川町一・二・三丁目」のまちづくりの方針の最初の「◇」において「拠点性を高め」ということを明記してはどうか。	ご指摘のとおり、界隈性を生かしたまちづくり、魅力の創造を実現にあたっては、拠点性を高める取組みが必要になる場合があるかと存じます。第2章（28p）において示している都市・まち・エリアのトータルなデザインの考え方のもと、地域で抱える課題等を共有し、拠点性向上の考え方も含めた多様な選択肢から地域にとってふさわしい手法を選択して、多くのひとの共感が得られるまちづくりを進めていきたいと考えております。
59	第4章 神保町	1.区内に住所を有する方	都営新宿線の小川町駅は新御茶ノ水駅や淡路町駅と地下で繋がっている大きな3路線が使えるターミナル駅である。しかし、小川町交差点付近は利便性が高く利用者も多いのに、駅としても、地域としても拠点と言えるような状況にないと思う。 小川町駅や小川町交差点は、改定案が強調する「歩いて楽しむ」エリアの中心にあり、歩き始め、歩き終わりの拠点としてより整備されても良いのではないかと。マスタープランにおいて、将来に向けてまち歩き拠点となる場所の拠点整備を進めるような具体的な方針を示していただきたい。	ご指摘のとおり小川町駅付近の重要性を認識する中、第2章において「靖国通り沿道の地域（神保町～小川町）」を戦略的先導地域として位置づけ（P40）、特徴ある業態が形成する界隈性・街並み・回遊を楽しめる環境を大切にしたいまちづくりを展開することとしております。具体的まちづくりについては、第2章（28p）において示している都市・まち・エリアのトータルなデザインの考え方のもと、地域で抱える課題等を踏まえ、多様な選択肢から地域にとってふさわしい手法を選択して、多くのひとの共感が得られるまちづくりを進めていきたいと考えております。

NO.	該当箇所	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
60	第4章 神保町、 万世橋	5.その他計画等に利害関係を有する方	4章149ページ、175ページの駿河台エリアに関する記述として、「御茶ノ水橋口を起点に（中略）安全で歩きやすいみちをつくっていきます」とある。駿河台のまちにおいて駅が起点となる場所である事は、間違いのないと思うが、「御茶ノ水橋口」が特定の起点という事でも無いように思う。御茶ノ水駅前には、都市機能連携軸（本郷通り）やエリア回遊軸（明大通りおよび御茶ノ水仲通り）など複数の「軸」が終結しているが、これらの軸も1点に集結しているのではなく、概ねJR御茶ノ水駅の東西に広がるエリアに至っていることから、これらを包括的に受け止める必要があるのではないかと考える。そのため、個別の改札口ではなく「茗溪通り」という通りによって受け止める考え方が自然と考える。したがって、「御茶ノ水橋口を起点に」を「茗溪通りを中心に」としていただくようご検討をお願いしたい。	ご指摘のとおり、周辺への起点は必ずしも「御茶ノ水橋口」という特定の起点ではなく、一定の広がりをもっていることから、「御茶ノ水駅周辺を起点に」と修正させていただきます。
61	第4章 第5章	1.区内に住所を有する方	番町地区の建築物は現行の「地区計画」どおりの高さ制限を維持し、高層・超高層建築は規制するよう明示すべきである。または、コロナ後の社会変動が予測困難のため、改定時期を5年間は延期し、社会変動を見極めて改定すべきである。 <理由> 1、番町地区は「文教地区」であると共に「静かな住宅地」として戦前から今日まで存在している。そのような地区に新たに「賑わい」をもたらす改定案は地区の性格を大きく変えてしまい、「文教地区」、「静かな住宅地」としての価値・魅力を損なうことになる。「文教地区」、「静かな住宅地」に今以上の「賑わい」は不要である。番町地区は「賑わい」より、若い世代の方々が増えている現状から「安全・安心して子育てのできる街づくり」に取り組むべきである。 2、大型の商業施設・超高層ビルは周辺に人の往来、車の交通量の大幅増加をもたらす。文教地区としての風紀の乱れ、幼児の交通事故等の危険性も増す。また、番町中央通りはウィンドウ・ショッピングを楽しめる通りにするプランとなっていると聞いているが、番町中央通りも狭い一方通行の道であり道沿いには保育園、学校もあって道幅を広げることにはできるとは到底思えない。道幅を広げることなくウィンドウ・ショッピングの人通りの増加は思わぬ事故を起こすことにもなりかねない。 3、一度決めたことをもとに戻すのは、甚だ面倒でありワークロードも膨大であることは容易に想像できる。今ではなく5年後に改定し、それまでは現行の「都市計画マスタープラン」を継続すべき。	麹町・番町地域については、改定案においても中層・中高層の街並みを基本としていくことは共通認識であると考えております。高さ等具体的な規制内容については、こうした将来像に基づき、地域の合意形成を踏まえ、都市計画により具現化していくものと認識をしています。現行の地区計画に基づく街並みの中で、地域課題を解決するため、地区計画において基本とする街並みを超えた特殊解を許容するかどうかなどについては、様々なご意見があると認識しており、今後、地域の中での検討を深め、共通の認識をつくっていくものと考えております。 また、現行マスタープラン策定後20年余を経過し、都市のあり様は大きく変化しています。課題も高度・多様化し、首都直下地震対策など喫緊の課題も多く、具体的な都市計画に関わる取り組みを進めるうえで改定は必要であると認識しています。一方で、ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症による社会変動など現在進行形の課題についても機動的に対応できるよう、第5章 3 まちづくりの継続的な改善・進化(3)都市計画マスタープランの改定(P208)に記載のとおり、課題の変化にいち早く対応できる機動的で柔軟な見直しを行ってまいります。
62	第5章	1.区内に住所を有する方	「区民」という表現について、地権者である区民と住民である区民、また、まちづくりの担い手である区民とサービスを受ける側の区民がある。それぞれ目的は共通、あるいは共有しているものと思われるが、その参画手法は時と場合によって変わり、かつ複数の立場に立つことがあると思うので、さまざまなフェーズで区民が関わる機会があるということを計画が発信してくれると、より多くの多様な人々の関心が高まるのではないかと考える。	ご指摘のとおり、まちづくりにおいてはその立場から様々な考えや意見があるため、マスタープランが描く将来像や都市を取り巻く様々な情報やデータなどを共有し、多様な意見を交換し、共通の認識をつくっていく必要があると考えています。そのため、第5章「4 まちづくりの具体化と更なる進化に向けて（2）『都市・まち・エリアのトータルなデザイン』に『地域まちづくり』検討の仕組みづくり」に記載しているとおり、地域としての共通認識を築くための場のあり方、体制について検討をし、多様な人々の共感を得られるまちづくりを進めてまいります。
63	第5章	1.区内に住所を有する方 2.区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体	都市開発の基礎となるマスタープランを定期的に見直す事に対して、区としてより良い都市環境を構築していく意思とその継続性に共感している。 新型コロナウイルス感染症とそれに伴う国民の行動様式変容により、これまでの考え方が必ずしもあてはまらなくなっていると考察する。変化を柔軟に捉えて、オフィス集中型の都市計画から、文化・芸術・商業の発信地として、またそのような施設にアクセスしやすい良質な住宅地としての比重を高める修正をしていく必要があると考えている。丸の内・大手町などは今後も東京の中心業務地区としてその役割を継続していくが、神田・麹町などは現在でもオフィスの空室が目立ち、将来に向けて町の機能更新が求められている。単純なビルの建て替えではなく、そこに付随する機能を社会の変化に合わせてオフィス中心から住居や文化芸術の継承地として、優れた自然環境と高度な文化を両立した新しい都市に変更していく事が必要ではないか。	第5章 3 まちづくりの継続的な改善・進化（P207・208）に対する賛同のご意見として受け止めさせていただきます。高度な都市分析と可視化された変化・課題等に基づく適切な意思決定を通じた具体策により、まちの進化、ひいては都心生活の質（QOL）の向上につなげてまいります。

NO.	該当箇所	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
64	第5章	3.区内の事務所または事業所に勤務する方	改定案は、マスタープランが上位計画であることを踏まえ、それぞれのまちの特徴に対する意見を反映させており、バランスよくまとまっていると思う。 高さに対する意見や、開発手法に関する技術的な意見を導入するのではなく、まちがどうなるべきかといった視点で回遊軸の考え方等の導入などはよくできており、住んでいる人の視点、働いている人の視点を大切にしていきたい。	改定案に対する賛同のご意見として受け止めさせていただきます。まちづくりの具体化に際しては、第5章「4 まちづくりの具体化と更なる進化に向けて（2）『都市・まち・エリアのトータルなデザイン』に『地域まちづくり』検討の仕組みづくり」に記載しているとおり、地域としての共通認識を築くための場のあり方、体制について検討をし、多様な人々の共感を得られるまちづくりを進めてまいります。
65	第5章	3.区内の事務所または事業所に勤務する方	これまでまとめられてきている千代田区都市計画マスタープラン案に異論ない。麹町・番町地区も、よりよい環境になっていくと思う。今後、様々な場面で、指針となると思う。20年後まで、今回改訂のマスタープランが続くのか分からないが、将来の千代田区、麹町・番町地区の姿を共有し、私共、事業者はそのために今できることをお手伝いできればと考えている。	改定案に対する賛同のご意見として受け止めさせていただきます。改定案については、第5章3 まちづくりの継続的な改善・進化（P207・208）に記載のとおり、都心の膨大なデータと「千代田都市づくり白書」としてまとめる都市計画基礎調査と連動した情報の整理・分析等により、まちや社会の変化に的確に対応して、目標や方針などを柔軟に見直してまいります。
66	第5章	5.その他計画等に利害関係を有する方	「地域の課題を千代田区として認識する手法（幅広く地域の声を聞く手法、昼間夜間人口のそれぞれの課題）」「認識した課題を解決する手法（地区計画の変更、補助金等）」「千代田区として描く具体的な地域の将来像」など、より柔軟に、より具体的に、より幅広く、地域のニーズをくみ取り、千代田区の事業として、また、民間活力の活用等、スピード感をもって課題解決を推進していただきたい。一握りの声の大きな住民の意見のみにとらわれず、全体感を俯瞰して、一つずつ進めてもらいたい。	第5章「4 まちづくりの具体化と更なる進化に向けて（2）『都市・まち・エリアのトータルなデザイン』に『地域まちづくり』検討の仕組みづくり」に記載しているとおり、地域としての共通認識を築くための場のあり方、体制について検討をし、多様な人々の共感を得られるまちづくりを進めてまいります。
67	第5章	1.区内に住所を有する方	区が参画する「協議会」などの場では、広く一般の住民に、状況が広く周知され、一般の住民の意見が反映されて「地域合意」が形成されることを、区が行政として確保し、確認してゆくように運用されるようにしていただきたい。本当の地域合意が形成されるように、区が必要な行動をとることが必要であると考えます。	ご指摘のとおり、多様な人々の共感を得た地域合意に基づくまちづくりを進めることが重要であると認識しております。そのため、5章「4 まちづくりの具体化と更なる進化に向けて（2）『都市・まち・エリアのトータルなデザイン』に『地域まちづくり』検討の仕組みづくり」に記載しているとおり、地域としての共通認識を築くための場のあり方、体制について検討してまいります。
68	第5章	3.区内の事務所または事業所に勤務する方	千代田区は旧市街の中の旧市街である。SDGs、人口減社会、成熟社会が言われる今、拠点開発という発想を改め、今あるものを大切に、旧市街にふさわしい修復型保全が良いと思う。そのためには、在住者、在勤者、在学者が多様な意見を交わすことができるまちづくりの手順を定めた「まちづくり条例」を制定する必要があると思う。在住者、在勤者が情報を入手して学び、意見を出し合える開かれた場所がほしいと思う。	ご指摘のとおり、まちづくりにおいては考えや意見の異なる様々な立場の人が、マスタープランが描く将来像や都市を取り巻く様々な情報やデータなどを共有し、多様な意見を交換し、共通の認識をつくっていく必要があると考えています。そのため、第5章「4 まちづくりの具体化と更なる進化に向けて（2）『都市・まち・エリアのトータルなデザイン』に『地域まちづくり』検討の仕組みづくり」に記載しているとおり、地域としての共通認識を築くための場のあり方、体制について検討してまいります。
69	第5章	1.区内に住所を有する方	都市計画マスタープランの改定について、地域の合意形成と決定に対して「まちづくり条例」の制定を求める。 西暦2000年の地方分権で住民自治が求められており、「都市計画法」で定められている地域の合意を目指すためにも、「まちづくり条例」が必要で、合意形成の方法等を決めてから「都市マスタープラン」を策定すべきである。都市計画マスタープランでは、民間開発事業者に対しては、法的拘束力は持たないために住民との間で紛争になるケースもある。	ご指摘のとおり、まちづくりにおいては考えや意見の異なる様々な立場の人が、マスタープランが描く将来像や都市を取り巻く様々な情報やデータなどを共有し、多様な意見を交換し、共通の認識をつくっていく必要があると考えています。そのため、第5章「4 まちづくりの具体化と更なる進化に向けて（2）『都市・まち・エリアのトータルなデザイン』に『地域まちづくり』検討の仕組みづくり」に記載しているとおり、地域としての共通認識を築くための場のあり方、体制について検討してまいります。
70	第5章	1.区内に住所を有する方	第5章 将来像の実現に向けた都市マネジメントの方針 2 地域まちづくりの推進 について、 （1）基本となる地域のまちづくりとあるが、この「地域」が各出張所ごとに区割りがされているので、同じ神田でも異なる表現がされており、また、複数の地域にまたがる範囲で協議会が存在する等、地区割りが行政の出張所単位では地区の特性と合致しない。例えば「お茶の水小学校」の学区とも合致してないし、「神田駿河台まちづくり協議会」の範囲とも合致してない点。	ご指摘のとおり、改定案で示している地域別まちづくりの地域と、実際のまちづくりにおける地域が一致しないことはあるかと存じます。その際は関係する複数の地域特性等をふまえてまちづくりを進めることとなります。一方、隣接する地域で共有する考え方として骨格構造（拠点・軸・エリア）及び戦略的先導地域を定めております。改定案における地域については、分かりやすさの観点等から一定の区分けが必要であり、ご指摘のような不一致があることはご理解いただければと思います。

NO.	該当箇所	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
71	第5章	1.区内に住所を有する方	「住民や町会・商店会などが主体となった協議会等と連携し、地域合意に基づき進めていくことが基本となります。」とあるが抽象的である。具体的な方法を提示していただきたい。町会が主体となって協議会と連携して地域合意を進めているが、町会に加入していない住民からも意見が聴取できる方法を取り入れる等、誰もが意見を述べられ、その意見を吸い上げて反映されるまちづくりができるように、まちづくり条例を作っていただきたい。 そして、行政は区議会の付帯決議を実行して（仮）麴町住宅にどんな施設を希望するか近隣住民から希望や意見を聞いてそれが反映される近隣住民が使える公共施設になるようにしていただきたい。	ご指摘のとおり、地域合意を形成するにあたっては、考えや意見の異なる様々な立場の人が、マスタープランが描く将来像や都市を取り巻く様々な情報やデータなどを共有し、多様な意見を交換し、共通の認識をつくっていく必要があると考えています。そのため、第5章「1（3）地域まちづくりのプラットフォームの構築」及び同章「4 まちづくりの具体化と更なる進化に向けて（2）『都市・まち・エリアのトータルなデザイン』に『地域まちづくり』検討の仕組みづくり」に記載しているとおり、地域としての共通認識を築くための場のあり方、体制について検討をしていきます。区立麴町仮住宅の整備については担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。
72	第5章	3.区内の事務所または事業所に勤務する方	人口増加により、様々なバックグラウンドをもった人が働き・住むようになった。この地域はこれまでも住民だけでなく、働いている人や学生など様々な人が共に協力しながら町を作ってきた。このようにいいところを継承し、加えて新しく入ってきた様々なバックグラウンドをもった人を巻き込み、多様な人が交流できるコミュニティの醸成を一層強めて欲しい。例えばエリアマネジメントなどを強化することは重要な方法だと考える。	ご指摘のとおり、多様な主体が力をあわせてまちづくりを進めていく必要があると認識しております。そのため、第5章 1（2）まちとまちづくりのマネジメント手法の確立（P205）に記載のとおり、エリアマネジメントに取り組む手法などについても研究し、「（仮称）千代田区におけるエリアマネジメント推進ガイドライン」の策定に向けて検討していきます。
73	第5章	1.区内に住所を有する方	マスタープラン改定案には、駅の収容量、交通、防災性についての分析・前提がない。これらのインフラが支えられる人数・交通量には限界がある。営団、JR、都営各社から投資可能な数字を出させ、それをもとに設計しないと、高層ビルによって駅に入るまで1時間かかるとか、災害に耐えられないとか、他の地域で実際に起こった前例を追いかねない。地上の見かけだけでなく、地下の安全性、CO2排出量、ビル風などの見えないものを含めた科学的プランの策定をお願いします。今回のマスタープランでは開発優先と規制緩和で、地域の負荷が増える可能性があり、不安を感じる。	ご指摘のとおり、様々なデータを踏まえたまちづくりは重要であると認識しております。そのため、第5章 3（1）都心の膨大なデータを活用する次世代の都市マネジメント（P207）に記載のとおり、具体のまちづくりに際しては、膨大な情報を読み解く都市分析を行っていきます。また、今回の改定案では、第2章（28p）において示している都市・まち・エリアのトータルなデザインの考え方と、建築・開発の規制の緩和が先行しないように、地域で抱える課題等を共有し、多様な選択肢から地域にとってふさわしい手法を選択して、多くのひとの共感が得られるまちづくりを進めることを記載しております。
74	その他	1.区内に住所を有する方	日本テレビのスタジオ棟の工事以来、大型トラックが早朝から走るため振動と騒音が増えた。日本テレビのスタジオ棟への搬入入口をぜひ日テレ通り側からにいただきたい。	担当する部署と情報を共有させていただきます。
75	その他	1.区内に住所を有する方	千代田区都市計画マスタープランの改定案の内容に基本的に賛成である。現行の高さ制限を維持する趣旨がより明確になればさらに良いと思う。	改定案に対するご賛同の意見として受け止めさせていただきます。建物の高さの考え方については、地域の中で検討・共有していき、必要に応じて地区計画の見直し等を行うものであると考えております。
76	その他	1.区内に住所を有する方	公聴会で役職名を名乗ることを禁止していただきたい。4月23日に麴町中学校での公述会を傍聴したが、公述者の中に役職名を名乗る方がいた。役職名をと名乗ることにより、それに関連する意見を代表しているかの様な印象を与える。しかし、実際は様々な意見があるため、フェアではない。	公聴会については、地域の皆さんが区が作成した案に対して自由に提案・発表できる場となっているため、制限を設けることによって提案・発表を阻害しかねないため、役職名を名乗ることを禁止することは考えておりません。一方で、ご指摘のとおり、考えや意見の異なる様々な立場の人がいるかと存じます。そのため、第5章「4 まちづくりの具体化と更なる進化に向けて（2）『都市・まち・エリアのトータルなデザイン』に『地域まちづくり』検討の仕組みづくり」に記載しているとおり、地域としての共通認識を築くための場のあり方、体制について、公聴会のあり方を含め検討していきます。
77	その他	1.区内に住所を有する方	千代田区感染症医療体制の強化として、九段坂病院を実働千代田区立感染症高度医療機関とする制度化をしていただきたい（実質が千代田区立、との意）。千代田区に高度感染症専門病院が切に求められており、九段坂病院が最もその可能性があると考えます。	ご意見として承り、ご提案については担当する部署と情報を共有させていただきます。
78	その他	3.区内の事務所または事業所に勤務する方	現在、飯田橋駅周辺で計画されている再開発に関して、飯田橋1丁目で行われている地下鉄の引き込み線の付け替え工事とあわせて、地下道で飯田橋駅と九段下駅を連結させてはどうか。都内の様々な場所で各ビルが地下道で結ばれ、沿道の各ビルが駅とつながり、ビルとしての利便価値を上昇させている。都内では数年間で90棟以上ものビルが計画され、コロナ不況も影響し、テナントの争奪は極端に大きくなると思われる。他地区の再開発とのテナント誘致競争に優位性を生むためにも有意義で、地域の永続的な繁栄が望めると考える。	ご意見として承り、ご提案については担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。

■千代田区都市計画マスタープラン改定案に対する公述の概要と区の考え方

NO.	該当箇所	公述者の区分	意見内容	区の考え方
1	序章 第5章	1.区内に住所を有する方	千代田区の都市計画は日本全体、東京全体を俯瞰して総合的に考えるべきである。都市計画は、住み、働き、学ぶ人のためのものだから、住民ばかりでなく、企業にも一定の権利はあると思っている。	序章 2 位置づけ (P3)に対する賛同のご意見として受け止めさせていただきます。ご指摘のとおり、千代田区のまちづくりは、地域特性を踏まえ、住み、働き、学ぶ人等、多様な主体を結集していく必要があると認識しております。その観点より、第5章 将来像の実現に向けた都市マネジメントの方針を記載しております。
2	第2章	1.区内に住所を有する方	定住人口の回復が達成され、今後は高質な居住環境の充実に重きを置く方針は評価できる。	第2章 3 基本方針1 (P29)に対する賛同のご意見として受け止めさせていただきます。
3	第2章	5.その他計画等に利害関係を有する方	この20年で様々な規制緩和の手法によって建築物の高層化が急速に進んだ。東京都という効果かつ希少な都市の高度利用が進むこと自体は決して悪いことではないが、高層化を進めるかどうかは、それぞれの地域の特性により判断されるべきではないか。ビジネス街やショッピング街のダウンタウン、繁華街には相当な高層化が望ましい面もあるが、住宅や学校が多い地域では高層化がビル風など環境の悪化をもたらす場合が多い。	ご指摘のとおり、それぞれの地域特性に応じたまちづくりを進める必要があると認識しており、第2章 3 基本方針1 (P29)において、まちの文脈に沿ったまちづくりを進めることを記載しております。そのうえで、第2章 (28p)において示している都市・まち・エリアのトータルなデザインの考え方のもと、地域で抱える課題等を踏まえ、多様な選択肢から地域にとってふさわしい手法を選択して、多くのひとの共感が得られるまちづくりを進めていきたいと考えております。
4	第3章 テーマ1 第5章	1.区内に住所を有する方	多様なライフスタイル、ワークスタイルで建物が利用される視点が加えられたことは評価できる。新型コロナの流行による本社機能の地方分散の考え方などから、今以上の床面積が必要だという考え方は、中高層・超高層建物のだぶつきを招きかねないので、再考が必要だと考える。	ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大からテレワーク等が進展したことによって、オフィスに余剰が生じる可能性や、オフィスを分散させる動きが考えられます。一方で、密を避けたり良好な労働環境を確保する観点から、1人当たりのオフィス床面積が十分でない、また、オフィス機能の高度化・多様化への対応が必要であるという指摘もごさいます。必要性第5章 3 (3) 都市計画マスタープランの改定 (P208)に記載のとおり、これらの動向を見ながら課題の変化に対応し、必要に応じて柔軟な見直しを行ってまいります。
5	第3章 テーマ7	1.区内に住所を有する方	2050年CO2実質ゼロの街並みを作るために、改定案にも謳われている脱炭素社会への転換のための具体策が緊急に必要ではないか。	第3章 テーマ7 高水準の環境・エネルギー対策を進めるまちづくり (P103)に対する賛同のご意見として受け止めさせていただきます。具体の施策については、この方針の基、分野別計画で定めてまいります。
6	第4章 麹町・番町	1.区内に住所を有する方	二番町の日テレ跡地の再開発に当たっての次のことを要望する ①バリアフリー対策：再開発に当たっては本格的なバリアフリー対策を施して欲しい。 ②歩道の拡幅：麹町大通りは最低でも8mあり、せめて8mにしたい。 ③広場の設置：普段は子どもたちが遊べ、防災拠点になる広場を設置して欲しい。 これらを実現するため、日本テレビさんには総合設計制度ではなく、別の開発手法での提案をお願いしたい。	第2章 (28p)において示している都市・まち・エリアのトータルなデザインの考え方のもと、地域で抱える課題等を踏まえ、多様な選択肢から地域にとってふさわしい手法を選択して、多くのひとの共感が得られるまちづくりを進めていきたいと考えております。具体のご意見については担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。
7	第4章 麹町・番町	1.区内に住所を有する方	麹町・番町地域について、防災の面も含めて番町中央通りの都市計画道路の拡幅整備、番町学園通りや文人通りといった東西道路をしっかりと拡幅整備していただきたい。建て替えと連動して順次拡幅できるような都市計画をつくってほしい。拡幅した道路は、自動車のためのものではなく、電線地中化、街路樹を植えるなどして、質の高い歩行者のための道とすれば、番町らしい新しいまちづくりに作り替わっていく。	第4章 2 (2) 継承と進化の方向性 (P123)に記載しているとおり、歩きやすい道を広げる歩行環境を充実させてまいります。具体のご提案については担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。
8	第4章 麹町・番町	1.区内に住所を有する方	麹町・番町地域について、容積率の緩和制度などを活用した建替えの積極的に誘導をしていただきたい。マンション建て替え時に、東京都マンション建替法容積率許可制度などを活用し、老朽化した旧耐震基準マンションの建替えを誘導してほしい。必要であれば、現状の地区計画を変更してもよいと思う。	麹町・番町地域の分譲マンションの高経年化については、第4章においても課題として位置付けています。また、第2章 (28p)において示している都市・まち・エリアのトータルなデザインの考え方のもと、地域で抱える課題等を踏まえ、多様な選択肢から地域にとってふさわしい手法を選択して、多くのひとの共感が得られるまちづくりを進めていきたいと考えております。

NO.	該当箇所	公述者の区分	意見内容	区の考え方
9	第4章 麴町・番町	1.区内に住所を有する方	麴町・番町地域について、健康と生活環境の改善への配慮をお願いしたい。最近の建築は、躯体耐震強度向上、制震、免震だけでなく、バリアフリー、温度のバリアフリー、断熱性、環境性能など、住み心地に対する技術が年々進歩している。建築資材や省エネルギー化、環境性能の技術も年々進化している。また、道路などが更新され、足元の緑が多くなるとまち自体も明るく、質の高い空間ができ、働く人にとってもメリットがある。居住者の健康面や環境面、暮らしやすさのために建て替えを実現できる具体的施策をお願いしたい。	第1章計画改定の視点と進化の方向性において、まちや都心生活の「質」の向上につなげることを掲げております。 また、第4章 2（2）継承と進化の方向性（P123）に記載しているとおり、住み、働く人のライフ・ワークスタイルを豊かにしながら、安心して住み続けられる環境とそれと調和する業務空間を充実していきます。ご意見については担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。
10	第4章 麴町・番町	1.区内に住所を有する方	番町地区は、静かで落ち着いた住宅・文教地区とのイメージを最大限活用するまちづくりを提案する。そのために、町内の道路は自動車交通量を必要最小限に抑えて人が安心して歩いて楽しめるようにし、建物の高さや雰囲気を統一した地区とすべきである。	現行の都市計画マスタープランから引き続き、第4章 麴町・番町地域「地区別方針①」（125p）では、文教地区としての落ち着いたたたずまいを活かしていく方針を定めております。具体的まちづくりについては、第2章（28p）において示している都市・まち・エリアのトータルなデザインの考え方のもと、多様な選択肢から地域にとってふさわしい手法を選択して、多くのひとの共感が得られるまちづくりを進めていきたいと考えております。
11	第2章 第4章 神田公園	1.区内に住所を有する方	改定案では、番町は中層・中高層の住宅系市街地として落ち着いた佇まいを生かすとあり、納得感があるが、地区別方針と軸別方針の二本立てとすることにより、軸別地域に例外を認めかねない懸念があり、全体が地区別方針適用範囲内であるとの記述を求める。	軸別方針は道路空間や低層部の機能誘導のあり方などグランドレベルを主体としたまちづくりの方針を定めることとしており、高さに関する記載などはその軸を含む地区別方針に基づくものとなります。また、都市計画マスタープランの記載については、建物の高さの制限を変更したり、制限を課したりするものではありません。基本となる街並みの中で、地域課題を解決するため、その枠を超えたものを特殊解として許容するかどうかなどについては、地域の中で検討を深め、共通の認識をつくっていくものと考えております。
12	第4章 麴町・番町	1.区内に住所を有する方	エリア回遊軸の定義が曖昧なので、削除を求める。特に番町中央通りを地区内主要道路と位置付けることに反対する。P79・80の図は、一本南の代官町通りと接続し商店が連なる通りと混同しており、訂正いただきたい。番町の真ん中を横断する道路は自動車交通量を大幅に増加させ、住民生活に悪影響を及ぼす。車道を狭め、歩行者優先道路とすべきである。また、エリア回遊軸における番町中央通りの記載では、「豊かな歩行空間とする」といった記載があり、地区内主要道路とする考え方と混乱する。もし、千鳥ヶ淵緑道から歩いて楽しめる道を整備することであれば、地区内主要道路としての位置づけを改め、自動車を制限し、歩いて楽しむことに資する取組みをするべきである。	エリア回遊軸は、第2章 5（2）骨格構造（P34・35）において、定義しております。番町中央通りは、都市計画道路として整備が予定されており、地域の東西を結び、他地域につながる重要な道路であると認識しております。一方で、都市計画決定後における長期未整備の状況や道路交通量等の実態の変化に伴い、第4章 麴町・番町地域「軸別方針Cエリア回遊軸」における番町中央通りの記載については、実態に沿ったものへ改定しており、今後あり方を検討する必要があるものと位置づけております。
13	第4章 麴町・番町	1.区内に住所を有する方	改定案の文脈にも拘わらず、日テレ通りに地区規制を超える超高層ビルを建てる動きがある。これが実現すれば、周辺住民への悪影響は深刻なものがああり、異質なものの出現を規制する方向性を示すことを求める。	麴町・番町地域については、改定案においても中層・中高層の街並みを基本としていくことは共通認識であると考えております。この基本とする街並みの中で、地域課題を解決するため、その枠を超えたものを特殊解として許容するかについては、様々なご意見があると認識しており、今後、地域の中での検討を深め、共通の認識をつくっていくものと考えております。
14	第4章 麴町・番町	1.区内に住所を有する方	「広い空の確保」という要素を追加していただきたい。コンクリートに囲まれた閉鎖空間のスペースは人が憩う場にはなり得ない。番町・麴町は緑と水辺と日差しを持ち世界に誇れるエリアであり、この視点でのまちづくりを期待する。	東京都の区域マスタープランなど広域的な都市計画における千代田区の位置づけ（33p）を踏まえながら、第2章（28p）において示している都市・まち・エリアのトータルなデザインの考え方のもと、地域で抱える課題等を踏まえ、多様な選択肢から地域にとってふさわしい手法を選択して、多くのひとの共感が得られるまちづくりを進めていきたいと考えております。

NO.	該当箇所	公述者の区分	意見内容	区の考え方
15	第4章 麴町・番町	5.その他計画等に利害関係を有する方	<p>連合町会から本社ビル建て替えを計画している日本テレビさんに3つの要望が出されているようである。この要望が妥当なのか、番町としてふさわしいのかどうかはよく検討する必要がある。</p> <p>①地下鉄のバリアフリー化：住民だけではなく、ビル設置者にとってもぜひ必要だと思う。</p> <p>②災害時の避難場所として利用できる広場の確保：あまり必要性がないかと思う。区域内に公立私立の学校がたくさんあり、いざと言う時には校庭、体育館、講堂などをどう利用するかを区が中心となって住民とともに体制づくりをすればよいと思う。また、マンション居住者の顔見知りの機会を増やし、町会の活性化のために銀座の歩行者天国にならって日テレ通りの交通を止めて賑やかに番町フェスティバルのようなものを行ってはいかがだろうか。</p> <p>③歩道の拡幅：車の出入口のところが車道からずっとスロープになっていて歩くと体が傾きそうになるところがあちこちにある。早く整備していただきたい。</p> <p>番町地域の環境を守りながらということを前提に取り組んでいただきたい。</p>	<p>第5章 4 (2)「都市・まち・エリアのトータルなデザイン」に「地域まちづくり」検討の仕組みづくり(P210)に記載しているとおり、個別プロジェクトや地区計画の見直しなどについては、様々な考えや意見があるため、地域課題や地域に必要な機能について共通認識をつくっていく必要があると存じます。ご意見については担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。</p>
16	第4章 神田公園	5.その他計画等に利害関係を有する方	<p>地域の魅力を生かした賑わいづくりについて、地域全体の魅力が高まり、輝き続ける事は、私たちの再開発が輝くために必要である。また、今回の改定案には「回遊性」という言葉が多く見られる。人々が魅力的な地区を歩いて私たちの再開発地区に来て、また違う場所に向かっていくということが私たちが実現したいことであり、今回の改定案は私たちの再開発の理念と同じだと思う。千代田区には今まで以上に大胆な規制緩和や補助金等の、積極的な支援策の導入をお願いしたい。</p>	<p>改定案に対する賛同のご意見として受け止めさせていただきます。具体的ご提案については担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。</p>
17	第4章 万世橋	5.その他計画等に利害関係を有する方	<p>(1) 人を中心としたウォーカブルな道路空間思想の再導入 人を中心としたウォーカブルなまちづくりは都心空間の目指すべき姿の1つであるが、万世橋地域についてはそこから踏み込んで次に示す施策検討を挙げたい。(a)首都高速道路1号上野線の廃線および遊歩道化等の活用方法を検討。(b)中央通りをフラッグシップとしてトラムを軸としたトランジットモール化を図り歴史的に意義深い歩行者天国の再開を検討。(c)昌平橋通りやジャンク通り等の比較的交通量が少ない道路は「ほこみち」対象として路上滞留ができる整備を検討。(d)路上パフォーマンス行為の部分的解禁等の当地域が本来有していた道路空間思想の新しい形での再導入。</p>	<p>ご指摘いただいた道路空間の活用施策については、第3章テーマ4 道路・交通体系と快適な移動環境がつながるまちづくり(P73~P84)でも受け止めるべき視点かと存じます。そのため、第3章 テーマ4 方針2 お出かけや外出が楽しくなるみちづくり(P77)において、道路空間を活用していく視点を加えさせていただきます。また、施策提案については、第4章万世橋地域2 (2) 継承と進化の方向性(P171)における「回遊性ネットワーク」を具現化する取組みとして今後の地域別まちづくりや交通施策など担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。</p>
18	第4章 万世橋	5.その他計画等に利害関係を有する方	<p>(2) インクルーシブな文化を許容する秋葉原 サブカルチャーが隆盛する秋葉原は、元来他の街に先駆けてダイバーシティ&インクルージョン(D&I)が実現された街であり、多様な属性を持つ人々を受け入れてきた。しかし、近年は法の間隙を突いた業態の飲食店やサービス業の進出が見られる。秋葉原のD&Iな文化を担保するために、いわゆる「アン」の市街地形態を維持しながら、そこに地域コミュニティがきちんと関与し脱法的業態への警鐘を発していく必要がある。これはSDGsの理念を実現するものであると同時に、秋葉原地域に積層してきた「生業」の継承と発展にも繋がる。</p>	<p>第4章 万世橋地域 地区別方針③に対する賛同のご意見として受け止めさせていただきます。また、電気街・サブカルチャーのまちとしての固有の文化や次世代のアート・カルチャー、先端技術が融合した、多様性に富んだ活力と魅力にあふれるまちづくりを進めてるうえで、第5章 将来像の実現に向けた都市マネジメントの方針(P203~P211)を踏まえた取組みが必要とご指摘として受け止めさせています。具体的ご提案については担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。</p>
19	第4章 万世橋	5.その他計画等に利害関係を有する方	<p>(3) 外神田一丁目の再開発 地域に大きなインパクトを与える市街地再開発事業は地域住民や関係者の対立・分断を生む。外神田一丁目の再開発事業は、今後何十年にも渡りエリアのランドマークとなるビルの建設をも含む。多くの住民や関係者が計画に携われ、自分たちのまちを良くする再開発として捉えられる仕組み作りを期待する。当該エリアの特徴を十分に反映し、当該敷地と周辺地域との関係性を考慮し、分断を生み出さない開発を地域参画型の再開発事業で実現されたい。上記のような再開発の方針となるような都市計画マスタープランであるべきだ。</p>	<p>ご指摘のとおり、地域への影響が大きいまちづくりの計画は、多様な人々の共感を得た地域合意に基づき進めていくべきものと認識しております。そのため、第5章「4 まちづくりの具体化と更なる進化に向けて(2)『都市・まち・エリアのトータルなデザイン』に『地域まちづくり』検討の仕組みづくり」に記載しているとおり、地域としての共通認識を築くための場のあり方、体制について検討してまいります。具体的ご意見については担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。</p>

NO.	該当箇所	公述者の区分	意見内容	区の考え方
20	第5章	1.区内に住所を有する方	具体的なまちづくり実行にあたり、住民の意見を反映する仕組みづくりをお願いする。町会は住民構成を反映した組織になっていない。機能を強化するか、或いは協議会の構成メンバーを公募で決めることを提案する。	ご指摘のとおり、多様な人々の共感を得た地域合意に基づくまちづくりを進めることが重要であると認識しております。そのため、第5章 1 (3) 地域まちづくりのプラットフォームの構築 (P206) 及び同章 4 まちづくりの具体化と更なる進化に向けて (2) 「都市・まち・エリアのトータルなデザイン」に「地域まちづくり」検討の仕組みづくり (P210)に記載しているとおり、地域としての共通認識を築くための場のあり方、体制について検討してまいります。
21	第5章	1.区内に住所を有する方	区役所の役割として、まちづくりに当たり、デベロッパー、商店街の地権者、マンションの住民、学校関係者などの利害関係者間の中で中立の立場で調整機能を発揮していただきたい。具体的には、区役所には利害関係者間に話し合いの場を設定し、話し合いを促進する機能を求めたい。	ご指摘のとおり、考え方や意見の異なる様々な立場の人が話し合い、共通の認識をつくっていくことが重要であると認識しております。そのため、第5章 1 (3) 地域まちづくりのプラットフォームの構築 (P206)同章 4 まちづくりの具体化と更なる進化に向けて (2) 「都市・まち・エリアのトータルなデザイン」に「地域まちづくり」検討の仕組みづくり (P210)に記載しているとおり、地域としての共通認識を築くための場のあり方、体制について検討してまいります。
22	第5章	1.区内に住所を有する方	再開発および高層建物によるインフラの整備が追い付いていない。再開発とインフラ整備を一体と考え、インフラ整備が追いついている計画だけ許可したらいかがだろうか。一体の計画として考える基準を整備していただきたい。	第5章 3 (1) 都心の膨大なデータを活用する次世代の都市マネジメント (P207)に記載のとおり、都市のストックと都市活動等の情報の分析に基づき、社会基盤をの整備や空間活用・維持管理、社会サービスの効率化・最適化を図っていくものとしており、都市の変化・課題等に対応したまちづくりを進められるよう、都市マネジメントの体制をつくっていきます。
23	第5章	1.区内に住所を有する方	公共施設は区民共有の財産である。施設整備計画を進めるにあたっては、住民の意見を聞いて住民の合意を得た上で進めるべきである。住民の合意が得られない場合は立ち止まって考えることが重要である。近隣に、意見を形だけを求めるということではなく、きちんと聞いて受け止め、合意形成ができたうえで計画を進めることを行政に求める。	ご指摘のとおり、公共施設の整備計画にあたっては、多様な人々の共感を得た地域合意に基づき進めていくべきものと認識しております。そのため、第5章「4 まちづくりの具体化と更なる進化に向けて (2) 『都市・まち・エリアのトータルなデザイン』に『地域まちづくり』検討の仕組みづくり」に記載しているとおり、地域としての共通認識を築くための場のあり方、体制について検討してまいります。
24	その他	1.区内に住所を有する方	都市マス案の各エリアの特徴を生かすまちづくりとの方向性、且つ、至便な交通網により相互活用するコンセプトに賛成する。	改定案に対する賛同のご意見として受け止めさせていただきます。
25	その他	1.区内に住所を有する方	改定案は都市計画審議会及び専門部会が多くの議論を重ね、多大なエネルギーと時間とコストをかけてできあがったものである。広報活動を通して多くの区民に改定案を周知していただきたい。	都市計画マスタープランで描く将来像を、千代田区に関わる様々な人たちで共有し、まちづくりを進められるよう、広報活動に取り組んでまいります。
26	その他	1.区内に住所を有する方	改定案が目指すところは、千代田区の近代的都市機能の整備と多様性の尊重である。千代田区は多様な姿を持つ魅力に溢れる都市である。賑わいや閑静なところなど各地域の特徴を主張し、千代田区を更に魅力ある都市にしていかなければならない。	改定案に対する賛同のご意見として受け止めさせていただきます。
27	その他	1.区内に住所を有する方	千代田区自身が2020年7月にまとめた千代田都市づくり白書では、建築階数を低層1～3階、中層4～7階、高層8～15階、超高層16階以上に分けて統計をとっている。これを参考に目安となる基準を作っていただきたい。	ご指摘いただいた千代田都市づくり白書に掲載しているデータは「千代田の土地利用2018」より引用しているデータとなりますが、分かりやすさ等の観点から便宜的に区分しているものとなります。区としては、具体の建物の高さの考え方については、それぞれの地域の実態等を踏まえ、地域の中で検討・共有していくものだと考えております。

NO.	該当箇所	公述者の区分	意見内容	区の考え方
28	その他	1.区内に住所を有する方	剥離風被害の出ない街並みを作り、ふもとの民家及び商店街がビル風の主要因である剥離風の被害にあうことのないようにしていただきたい。	第5章4 まちづくりの具体化と更なる進化に向けて(2)「都市・まち・エリアのトータルなデザイン」に「地域まちづくり」検討の仕組みづくり(P210)に記載しているとおり、大規模プロジェクトなどについては、情報の共有や地域の意見交換を踏まえて進める中で、具体の課題への対応をしていくものであると認識しています。なお、総合設計や再開発等促進区を定める地区計画などを活用した高層の建築計画については、当該区域の通風の確保や、風害の防止など、風環境に十分に配慮し、地域特性に応じた配置としております。また、風洞実験その他シミュレーションなどにより、風、気流等の影響を予測し、その予防及び改善のための適切な措置を講ずることなどとなっております。特に一定規模以上の建築計画については、風洞実験とともに、風向風速計を現場に設置し、建築前と建築後の観測を行うことが義務付けられています。
29	その他	5.その他計画等に利害関係を有する方	改定案は、基本的には「日本」という国の中の「東京都」、その中の「千代田区」という位置づけを明確に意識し、区内のそれぞれの特性をよく考慮してまちづくりを進めるという観点から策定されている。特に麴町・番町地域の一番町・三番町それぞれの一部と二番町、四番町、五番町、六番町について、「中層・中高層の住居系の複合市街地及び文教地区として・・・」と明確に規定されていることは評価できる。	改定案に対する賛同のご意見として受け止めさせていただきます。